

山梨県障害者幸住条例の構成について

1 前提

山梨県障害者幸住条例（以下「条例」という。）の見直しであり、現行条例を基本として、必要な条項の加除等を行う。

2 改正条例の全体像

現行の条例	改正後の条例〔案〕
<p>第1章 総則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の自立と社会参加の促進 ・ 障害者幸住社会の実現 ・ 障害者の自助努力 ・ 県、市町村、事業者、県民の責務 ・ 財政上の措置 	<p>第1章 総則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人となない人の共生社会の実現を目的、基本理念等に反映する。 ・ 国の法令等を参考に、障害者の定義などを見直す。
<p>第2章 障害者の福祉の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療、教育、文化活動等の福祉施策を規定 ・ 県等の努力義務 	<p>第2章 障害者の福祉の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な施策を絞って内容等を見直す。 ・ 「福祉のまちづくり」をここで規定する。
<p>第3章 福祉のまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設の定義 ・ 整備基準への適合 ・ 届出や指導等の手続き関連 	<p>第3章 障害を理由とする差別の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害を理由とする差別の禁止について、分野ごとに具体的に規定する。
<p>第4章 雑則</p>	<p>(第5章 雑則)</p> <p>(第6章 罰則)</p>
<p>附則 1 施行期日</p>	<p>附則 1 施行期日 2 見直し条項</p>

現行の第3章福祉のまちづくりについては、整理の状況によっては、章立てをする必要がある。